

第6章 計画の推進体制

1 内部推進体制

本計画の推進に当たっては、「津山市子ども・子育て支援事業計画策定・推進会議」において、子ども・子育て支援施策の評価・検証や総合的・計画的な展開に向けた検討・調整を行います。

また、本計画は、次世代育成支援対策の行動計画、ひとり親家庭等自立支援計画及び子どもの貧困対策推進計画としても位置付けられ、広範な分野の施策を掲げているため、子育て推進課・こども保育課を中心として関係部局との平素からの連絡・調整を密にし、横断的・多角的な視点をもって施策の推進に取り組みます。

2 関係機関・団体等との連携体制

本計画では、津山市が財源から運営までを単独で担って実施する施策のほか、国・県等からの財政的・技術的支援や各種団体からの協力を得て行う施策も多数あります。こうした諸施策の円滑な実施や内容の充実を図るため、関係機関・団体等との連携を一層強化します。

3 全市的な推進を図るための啓発等

本計画の基本理念である「子どもの笑顔があふれるまち」を実現するためには、各家庭をはじめ、地域住民や関係団体、サービス提供事業者、企業等の多様な主体が子育てに関するそれぞれの役割を十分認識し、計画上の施策が地域全体の協力の下で実施される必要があります。そのため、ホームページ・広報紙への掲載や関係機関・団体等への配付、公共施設への設置等により、本計画の趣旨や取組内容の全市的な浸透を図ります。

また、これと併せ、子育て支援に対するニーズが適切に充足されるよう、市が実施するサービスの周知・啓発や各種の相談体制の充実に努めます。

4 計画の進行管理

本計画の基本目標や教育・保育等の事業の確保方策、各施策の事業目標の達成を図るためには、庁内関係部局や関係機関・団体等との連携強化による継続的な取組とともに、各施策の実施状況を定期的に把握・評価し、必要に応じて改善を図る体制が必要です。

「津山市子ども・子育て審議会」や「津山市子ども・子育て支援事業計画策定・推進会議」で進行状況を確認・評価し、施策の着実かつ効果的な実施を図ります。